

## 「証券保管振替機構の株式会社化に関する専門部会」（第6回）議事要旨

【開催日時】 平成14年6月10日（月） 午前9時30分～10時15分

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

- 【主な議題】
1. 専門部会における財団法人証券保管振替機構の残余財産の帰属先についての審議経緯
  2. 加入者保護信託についての制度整備
  3. 財団法人証券保管振替機構の残余財産の帰属先の選定基準について
  4. 財団法人証券保管振替機構の残余財産の帰属先について

### 【議事要旨】

1. 専門部会における財団法人証券保管振替機構の残余財産の帰属先についての審議経緯  
前回（平成13年10月11日）の会合後、半年経過していることから、事務局より、前回までの審議経緯等について説明が行われた。  
また、今回、議論の前提となる機構の残余財産の額がどの程度になるか、機構から報告が行われた（当該残余財産の額は3,957百万円±と推計される）。
2. 加入者保護信託についての制度整備  
事務局より、「金融審議会における証券決済システム改革をめぐる議論」の結果について、同審議会の報告書「証券決済システムの改革及びこれに伴う投資家保護策について」（平成14年2月15日）の抜粋に基づいて説明が行われた。  
また、同報告書の内容は、「社債等の振替に関する法律」（いわゆる新法）に取り入れられていることから、事務局より、引き続きその内容を説明した。
3. 財団法人証券保管振替機構の残余財産の帰属先の選定基準について  
事務局より、機構の目的からして、残余財産の帰属先としては、可能な限り決済制度の整備に関わる公益的な団体等が望ましいと考え、次の2つの基準案が挙げられ、本専門部会において、特に異議なく了承された。
  - (1) 残余財産は、我が国における振替制度、具体的には、株券等保管振替制度及び社債等振替制度の運営に資するよう、これら振替制度を構成する公益的な団体（営利団体以外の団体）に帰属させる。
  - (2) 残余財産を最も有効的に活用するためには、その処分に当たって、最も財務的な基盤の確立・強化を必要とすると考えられる団体とする。

#### 4. 財団法人証券保管振替機構の残余財産の帰属先について

##### (1) 残余財産の帰属先について

事務局より、残余財産の帰属先について、下記理由により、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 3 章に規定する「加入者保護信託」としてはどうかとの案が示され、本専門部会では特に異議なく了承した。

（理由）加入者保護信託は、先の金融審議会で検討され、今般の法改正により社債等振替制度において設けられることになる、投資者保護を目的とする公益目的の信託である。

また、加入者保護信託は、社債等振替制度の実施後（平成 15 年 1 月 6 日以後）において振替機関等からの負担金を予定しており、その財務基盤の確立・強化が求められるものとなっている。

##### (2) 残余財産を加入者保護信託に帰属させることとする場合の条件について

事務局より、「加入者保護信託が残余財産の寄附を受けた場合には、税制上、その寄附につき、課税されるとの指摘があるが、残余財産は公益目的に供されたものであり、また、加入者保護信託は公益に資する信託であることから、その寄附につき、課税されないことが必要である。仮に、加入者保護信託への残余財産の寄附につき、現行税制において課税される場合には、これを非課税とする税制対応を要望し、その税制対応を待つて寄附する必要がある。なお、非課税とする税制対応ができないこととなった場合には、その寄附につき、改めて関係者において協議することが適当である。」との考え方が示され、意見交換を行った後、事務局案どおり取り運ぶこととなった。

##### 主な意見

- ・ 非課税とする税制対応ができない場合の対応については、どのように考えているのか。  
平成 15 年度の税制改正において対応されなかった場合には、清算手続期間を非課税とする税制対応ができるまで延ばし、その手当てができた段階で残余財産を加入者保護信託に寄附するというようなこともイメージとして考えている。
- ・ 衆議院と参議院において、加入者保護信託の規模についてはどのような議論があったのか教えてほしい。  
国会においては、加入者保護信託に関する規模についての議論は特段なかった。
- ・ 加入者保護信託というセーフティーネットを利用する前提として、口座管理機関への参加資格やトラブルを起こした場合のペナルティなどについて手当てされるのか。  
振替機関の業務規程等において参加資格等について定めることになると思われる。

本部会は、平成 12 年 12 月に設置され、平成 13 年 7 月に第 1 回目の会合を開催。今回の報告により、所期の目的を達したので、次回開催される証券受渡・決済制度改革懇談会に解散の手続を諮ることとなった。

お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター

TEL : 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。